

公益委員の見解

令和4年度鹿児島県最低賃金の改正審議において、平場での協議及び公労・公使間の個別協議を重ねてきたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りには期待できない状況に至った。

そこで、鹿児島県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を、以下のとおり示すこととする。

- 1 中央最低賃金審議会の目安小委員会では、「地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画』及び『新しい資本主義実行計画工程表』並びに『経済財政運営と改革の基本方針2022』に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。」「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。」とされているところであり、この公益委員見解の目安額に十分配意しつつ、これまで審議を進めてきた。
- 2 最低賃金については、3要素を考慮し、三者構成原則を踏まえ審議を行うこと、直近2年間は、コロナ禍の影響を踏まえた審議を行ってきたが、社会活動の正常化も進み、経済も回復基調にあること、急激な物価上昇に見舞われる中、労働者の生活は苦しく、物価上昇も本年の審議の重要なポイントであること、地域間格差は、労働力の流出につながり、中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかること等の労働者側からの見解について考慮した。
- 3 最低賃金は、近年、一昨年を除き3%台の大幅な引上げが続き、経営実態を十分に考慮した審議が行われていないこと、昨年を目安額は、コロナ禍の非常に厳しい中、過去最大の引上げが提示され、結果、国の意向に重きを置きすぎ、苦境におかれた事業者の経営実態を無視した引上げとなったこと、全体としては、景気は改善傾向にあり、物価高が進んでいることから、賃上げの社会的要請があることは認識しており、一定程度の引上げは容認しなければならないこと、「K字型」回復の中、コロナ禍の影響が深刻な業種における支払い能力にもしっかりと焦点を当てた議論が必要なこと、最低賃金は、法が定める3要素に基づき、目安を参考に公労使が真摯に議論して決定されるべきであること等の使用者側からの見解について考慮した。
- 4 地元経済の活性化のためには消費が増えなければならないが、消費者物価が

上昇する中で消費を拡大させるためには、賃金の引上げ、企業収益の改善によって、経済を好循環に導いていく必要がある。また、地域間格差の拡大是正は重要な課題であり、地域間格差縮小への配慮も引き続き必要である。

そこで、コロナ禍や原材料費等の高騰による影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、政府等に対し、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化等を強く求めたい。

これらのことを総合的に勘案して、公益見解としては、32円引上げて、令和4年度の最低賃金を853円としたい。